

岩手県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があった。

平成27年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生年月日
大迫診療所	花巻市大迫町大迫第4地割17番地1	平成27年7月1日
松原歯科医院	遠野市東館町8番7号	〃
フジマキ薬局	奥州市水沢区東中通り二丁目1番10号	〃
ビーナス・Eデンタルオフィス	八幡平市柏台三丁目34番地7	〃
巣子歯科クリニック	滝沢市巣子1523番地1	〃
鈴木歯科医院	紫波郡矢巾町又兵衛新田第8地割字腰巡143番地	〃